ACSES ニュースレター_２４７２号（2023 年 3 月 16 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（28 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇1 月に続き…同じ資材置き場で火災、電化製品など燃える　近隣住民が通報　敷地内にいた 70 代社長は無事〈新聞報道〉
◇関電唯一の石炭発電　舞鶴発電所の設備の一部で火災〈放送報道〉／関電発電所の火災、10 時間半後に消火　京都・舞鶴、供給影響なし〈Web 報道〉
◇舞鶴発電所火災で関電「出火原因は不明」　1、2 号機とも運転停止続く〈新聞報道〉
◇[韓国] 韓国中部のタイヤ工場で火災　煙吸い１１人搬送　消火作業難航／韓国のタイター工場で火災…消防対応レベルを第３段階「最高」へ〈Web 報道〉
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:電気ストーブ(パネルヒーター)で火災等〈消費者庁〉
・関西電力送配電株式会社に対して電気事業法に基づく報告を求めました〈経済産業省〉／関電子会社の営業所、電圧の測定せず　虚偽のデータを保存〈新聞報道〉
・大学のサイバー被害89 件　過去5 年、文科省が警戒〈Web 報道〉
・東大、元特任教授のアカハラを認定　博士課程への進学断念求める〈新聞報道〉
・糖質を低減できるとうたった電気炊飯器の実際〈国民生活センター〉／″糖質カット炊飯器″　「糖質の総量」に大差なし　景品表示法違反の恐れも　「食べるご飯の量に注意を」国民生活センターが呼びかけ〈放送報道〉
◇事故、事件の続報
・二本松市の工場火災　11 日未明に鎮火　ガス爆発か　13 日に現場検証し原因調査＜福島県＞／1 階ガス充てん設備付近から出火「カセットボンベ」製造工場火災　業務上過失傷害疑い視野に捜査　福島〈放送報道〉
・毒性の強い「タリウム」　成人の致死量はわずか 1 グラム　少量でも死に至る”劇物”の入手ルートは?〈Web 報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・都市に木を増やすだけで死者が減る!? 医学誌『ランセット』も認めた研究とは〈Web 報道〉
・職場における問題の原因はシステムにある〈Web 報道〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１３３２報）〈厚生労働省〉
・「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」の検討結果及び労災認定した事案について公表します〈厚生労働省〉
[原子力施設全般]
・浜岡原発の原子炉解体、着手を1年延期　36年度の廃炉目標は変えず〈新聞報道〉
・原発核燃料の搬出、米国が「待った」　焦る関電幹部　米公文書に記録〈新聞報道〉
・長引く審査　地元いらだち〈Web報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスク
[3] 労働安全衛生規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 22 号）〈官報〉

木蓮（モクレン）

[4] 職場における化学物質対策について〈厚生労働省〉
[5] 水素保安戦略について、中間とりまとめを行いました〈経済産業省〉
[6] 医薬品
◇使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示（厚生労働省告示第 70 号）〈官報〉
◇療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 71 号）〈官報〉
◇使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働省告示第 72 号）〈官報〉
[7] 農薬
◇農薬を登録した件（農林水産省告示第 404～406 号）〈官報〉
◇農薬の登録が失効した件（農林水産省告示第 407 号）〈官報〉
◇水質汚濁に係る環境基準について付表６のシマジン及びチオベンカルブの測定方法を改正する件（環境省告示第６号）〈官報〉
[8] 健康安全関係
◇アメリカで飲み水のフッ素化合物規制へ　日本より厳格、年内最終決定〈新聞報道〉
[9] 環境安全関係
◇令和３年度自動車交通騒音の状況について〈環境省〉
◇汚染上位１００都市、インド６割超　南アジアの大気汚染深刻―調査〈Web 報道〉
[10] 調査、公募、意見募集等
［調査実施］　１件
[11] その他省庁発表　６件
[12] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］ 13 件　［開催記録、報告、資料等］ ６件
[13] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：４件　◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件　◇その他：２件
[付録]
◇“無期雇用”として採用した教員を１年で解雇する東北大の是非……文科省「労働契約法に照らして望ましくない」〈Web 報道〉
◇「徳島県内の高等学校等における生徒の消費者トラブルの実態と消費者教育の実施効果に関する調査報告書」の公表について〈消費者庁〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇1 月に続き…同じ資材置き場で火災、電化製品など燃える　近隣住民が通報　敷地内にいた 70 代社長は無事
＜埼玉新聞　2023 年 3 月 15 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/938e7e584f79caf0b8465349bd03e27118cd4fef
13 日午後 10 時ごろ、埼玉県松伏町大川戸のリサイクル業者の資材置き場から出火、保管していた電化製品な

どが燃えた。負傷者はいない。

吉川署によると、現場は高さ約２□５メートルの金属塀に囲まれ、敷地内にはリサイクル用パソコンやスマートフォン、バッテリーなどが保管されていた。近隣住民が「敷地内から煙と炎が出ている」と 110 番した。

出火当時は敷地内のプレハブに、この会社の 70 代男性社長がいたが、すぐに避難し無事だった。1 月にも同じ場所で電化製品などが焼ける火災があった。同署で出火原因を調べている。

◇関電唯一の石炭発電　舞鶴発電所の設備の一部で火災

＜テレ朝 news　2023 年 3 月 15 日＞　https://news.tv-asahi.co.jp/news_society/articles/000291499.html
https://news.yahoo.co.jp/articles/ffd125bd2e965d9247fbc68c0fccf376a8d083f7

京都府舞鶴市にある関西電力・舞鶴発電所の一部から出火し、火災の影響で発電所は運転を停止しました。

警察と消防によりますと、14 日午後 10 時ごろ、関西電力の職員から「バイオマスサイロが燃えている」と 119 番通報がありました。

火はおよそ 4 時間後にほぼ消し止められ、けが人はいないということです。

関西電力によりますと、バイオマス燃料の運搬中に火災が起きた可能性があるということです。

舞鶴発電所はこの火災で運転を停止しましたが、電力供給などへの影響は確認されていないということです。

・関電発電所の火災、10 時間半後に消火　京都・舞鶴、供給影響なし

＜産経ニュース　2023 年 3 月 15 日＞
https://www.sankei.com/article/20230315-HAYBVDHS3ZO4HHU4LYXLNQZXFU/

１４日午後９時５５分ごろ、京都府舞鶴市の関西電力舞鶴発電所から「施設から炎が出ている」と１１９番があった。消防によると約１０時間半後に消し止められ、けが人はいなかった。舞鶴発電所は関電唯一の石炭火力発電所で、石炭とバイオマス燃料の木質ペレットを混ぜて発電。２基あるうち２号機は火災で運転を停止したが、電力供給に影響はないという。１号機は停止していた。

関電によると、木質ペレットをボイラーに供給する設備から出火した。当時は２号機に燃料を供給するため、ベルトコンベヤーでペレットをボイラーへ運んでいた。２基の出力は計１８０万キロワット。

現場は舞鶴市北東部の大浦半島にある。

・舞鶴発電所火災で関電「出火原因は不明」　1、2 号機とも運転停止続く

＜京都新聞　2023 年 3 月 15 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/11481718ac6aae2861dfdf79c8239d45fbea214c

14 日夜に京都府舞鶴市千歳の関西電力舞鶴発電所で発生した火災は、バイオマス燃料の供給設備 4 棟延べ計約 1100 平方メートルを焼き、通報から約 10 時間半後の 15 日午前 8 時半ごろに消した。けが人はなかった。

市消防本部や関電によると、焼けたのは木質ペレットを貯蔵するバイオマスサイロ 2 棟と燃料を供給するベルトコンベヤーの中継所 2 棟。同発電所は石炭火力発電所で、木質ペレットは石炭と混ぜて燃やしているという。舞鶴発電所の出力は 1、2 号機合わせて計 180 万キロワットで、火災の影響などでいずれも停止している。関電は「出火原因は分かっておらず、現時点で運転再開のめどは立っていない」とする一方、供給に必要な電力は他の発電所で確保でき、停電は発生しないとの見通しを示している。

◇[韓国] 韓国中部のタイヤ工場で火災　煙吸い１１人搬送　消火作業難航

＜聯合ニュース　2023 年 3 月 13 日＞　https://jp.yna.co.kr/view/AJP20230313001400882

韓国中部・大田にあるタイヤ大手、ハンコックタイヤの工場で１２日午後１０時過ぎに発生した火災は、１３日午前９時時点で鎮火しておらず、消防が消火作業を続けている。これまでに作業員１０人と消防隊員１人が煙を吸って病院に運ばれた。

同工場は南北に第１・第２工場に分かれており、北側の第２工場から出たとみられる火が広がりタイヤの完成品約４０万個があった物流棟も燃えた。

南側の第１工場にも物流棟があり、消防当局は第１工場まで燃え広がらないよう夜通しで懸命の消火作業を続

けた。当局によると、内部に可燃性物質が多いことなどから作業が難航しているという。

・韓国のタイター工場で火災…消防対応レベルを第３段階「最高」へ
＜中央日報　2023 年 3 月 13 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/8d33da2c50218e22a96b5026ea18468938886490
大田大徳区（テジョン・テドクグ）のハンコックタイヤ工場火災で消防当局が対応３段階を発令し鎮火作業を行っている中、韓悳洙（ハン・ドクス）首相は「可能なすべての装備と人員を動員して火災鎮圧に最善を尽くし、追加被害が発生しないようにしてほしい」と指示した。
前日（１２日）、国務調整室によると、韓首相は行政安全部長官や消防庁長、大田市長にこのように緊急指示を下した。
韓首相は「行安部長官は火災発生地域近隣の高速道路やＫＴＸの運行など必要時に交通を統制し、二次災害がないよう措置を取ってほしい」と指示した。同時に「消防庁長は現場で活動中の火災鎮圧隊員など消防公務員の安全にも万全を期してほしい」と呼びかけた。
前日午後１０時９分ごろ、大田大徳区木上洞（モクサンドン）のハンコックタイヤ大田工場の地下機械室で原因不明の火災が発生した。通報を受けて出動した消防当局は午後１０時１７分ごろ、対応レベル第１段階を発令したが、午後１０時３４分ごろ、警報令を第２段階に引き上げた。さらに、１３日午前２時１０分ごろには周辺地域の人材と装備まで総動員する第３段階を発令した。火災が発生してから７時間をかけて鎮火作業を行っている。
火災は南北に第１・２工場に分かれている大田工場の北側の第２工場の中に位置した加硫工程付近で発生したとみられ、火は両側に広がり第２工場の物流棟・原料工場にも拡大した。
現在(同日午前５時２０分基準)、現場には装備１０３台と消防士など４３１人が投入され鎮火作業を行っており、蔚山（ウルサン）の大容量泡放水砲車両にも支援を求めた。
大徳消防署のアン・ボンホ消防行政課長は「第２工場の火が南の第１工場まで拡大することを防ぐために最善を尽くして対応している」とし「第２工場の火を消すために努力すると同時に、無人破壊放水車と掘削機などを動員して両工場の連結通路を破壊している」と付け加えた。
現在まで把握された人命被害は軽傷１１人だ。このうち１人は消防隊員で足首をけがし、１０人は単に煙を吸入した者と把握された。強い風で炎と煙が上がり、タイヤなどが燃える匂いが近くのマンション団地にも広がり、マンション団地では住民に避難案内放送を流した。
消防当局は火を消し次第に、正確な被害規模と火災の原因を調べる方針だ。

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:電気ストーブ(パネルヒーター)で火災等
＜消費者庁　2023 年 3 月 14 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/032521/
１．ガス機器・石油機器に関する事故：１件
　（うち石油温風暖房機（密閉式）１件）
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、 製品起因が疑われる事故：２件
　（うち電気ストーブ（パネルヒーター）１件、換気扇１件）
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、 製品起因か否かが特定できていない事故：３件
　（うちエアコン１件、オーブントースター１件、電気洗濯乾燥機１件）

・関西電力送配電株式会社に対して電気事業法に基づく報告を求めました
＜経済産業省　2023 年 3 月 15 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230314002/20230314002.html?from=mj
経済産業省は、本日、関西電力送配電株式会社に対して、電気事業法第 26 条第 3 項の規定に基づく電圧の測定とその結果の記録・保存が一部実施されていなかった事案に関して、電気事業法第 106 条第 3 項の規定に基づく報告を求めました。
・関電子会社の営業所、電圧の測定せず　虚偽のデータを保存

＜朝日新聞　2023年3月14日＞　https://www.asahi.com/articles/ASR3G73RDR3GUTFK02J.html
https://news.yahoo.co.jp/articles/d849cbc414287e8ffe2730eecf8ae98c1074a87c

経済産業省は14日、関西電力の送配電子会社「関西電力送配電」で、一部の配電営業所が電気事業法で義務づけられた電圧の測定をせず、虚偽のデータを保存していたと発表した。経産省は再発防止策などを報告するよう同社に求めた。

送配電事業者は、電気の質を保つため、電圧や周波数などの測定記録を3年間保存するよう義務づけられている。

経産省によると、同社営業所1カ所で、2020年度と21年度の電圧の測定記録に虚偽があった。22年度分の報告がなかったため、同社が調査したところ、対象の約120カ所の記録がすべて虚偽だった。同省は営業所名を明らかにしておらず、詳しい経緯は今後調べるという。

・大学のサイバー被害89件　過去5年、文科省が警戒

＜共同通信　2023年3月13日＞　https://nordot.app/1007755489910800384

日本の大学が外部からのサイバー攻撃により、情報システムがコンピューターウイルスに感染したり、身に覚えのないメールを外部に送信したりする被害が2018年から22年の5年間で延べ89件あったことが13日、トレンドマイクロの調査で分かった。先端技術の不正入手に利用される恐れがあり、文部科学省は「攻撃が巧妙になっている」と警戒している。

18年は22件、19年は16件だった。20年は11件と落ち着いたが、21年は20件、22年も20件となった。

22年12月に被害に遭った熊本県立大では、名誉教授のメールアカウントが乗っ取られ、本人のアドレスから46通のメールが勝手に送信された。名誉教授のアカウントには22年8月以降、海外から千件を超える不正アクセスがあったという。

イスラエルのセキュリティー企業KELAによると03年以降、日本の大学関係者のものとみられるメールアドレスが累計100万件以上、流出。一部は「ダークウェブ」で販売されたことがあり、大学へのサイバー攻撃に悪用される可能性があると指摘する。

・東大、元特任教授のアカハラを認定　博士課程への進学断念求める

＜朝日新聞　2023年3月9日＞　https://www.asahi.com/articles/ASR39662YR39UTIL02R.html

東京大学は9日、アカデミックハラスメントをしたとして、元特任教授を停職3カ月の懲戒処分相当としたと発表した。処分は2月21日付。元特任教授は処分が出る前に退職しているという。

同大によると、元特任教授は2018年3月、博士課程への入学が決まっていた学生に対し、研究者としての適性がないなどとして、博士課程に進学せず、他のキャリアに進むよう一方的に伝えた。同年夏に学生から大学にアカハラの申し立てがあったという。

同大は「大学として厳粛に受け止め、再発防止にあたっていく所存です」との斉藤延人副学長のコメントを発表した。被害者が特定される恐れがあるとして、元特任教授の年齢や性別、所属は公表していない。

・糖質を低減できるとうたった電気炊飯器の実際

＜国民生活センター　2023年3月15日＞　https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230315_1.html

近年、健康志向や痩身への関心の高まりなどから、炭水化物や糖質の摂取を控える「低炭水化物ダイエット」、「低糖質ダイエット」、「ローカーボ」などが注目されています。そのような中、日常的に食べているごはん（炊飯米）の糖質を低減できるとうたった電気炊飯器（以下、「糖質カット炊飯器」とします。）が販売されています。

PIO-NETには、糖質カット炊飯器について、2017年度以降の約6年間に250件の相談が寄せられており、「糖質カット炊飯器を使用しているが血糖値に変化がない」といった、品質・機能に関する相談も寄せられています。

また、消費生活センターからの依頼で行ったテストでは、糖質を低減させるという炊飯によるごはんの方が通常の炊飯より同一重量当たりの糖質の量は少なかったものの、表示されていた最大の割合には大きく及びませんでした。

そこで、糖質カット炊飯器について、実際に炊飯した場合と、うたわれている糖質の低減の程度を調べ、消費

者に情報提供することとしました。

テスト結果

糖質の低減に関する広告・表示

5 銘柄すべてのウェブサイトに、糖質の低減率に関する記載があり、そのうち 4 銘柄が最大の低減率のみが記載されていました。

最大の糖質の低減率が広告されていた 4 銘柄では、そのように炊飯できる条件が記載されていませんでした。

炊飯試験

すべての銘柄で、「通常炊飯」より「糖質カット炊飯」のごはんの方が柔らかく感じられました。

すべての銘柄で、「通常炊飯」より「糖質カット炊飯」のごはんの方が水分が約 1～2 割多い炊き上がりでした。

すべての銘柄で、「通常炊飯」より「糖質カット炊飯」のごはんの方が糖質の割合は低かったものの、5 銘柄中 4 銘柄で、広告等でうたわれていた糖質の低減率を満たさないと考えられ、これらは景品表示法上問題となるおそれがあると考えられました。

同じ量の米から炊いたごはんでは、「通常炊飯」よりも「糖質カット炊飯」のごはんの方が約 1～3 割、重量が重かったものの、含まれる糖質（でん粉）の総量に大きな差はみられませんでした。

炊飯したごはんを食べた場合の効果等に関する広告

5 銘柄すべてのウェブサイトに、商品の使用により健康保持増進等に効果があると受け取れる記載がみられました。これらは消費者の誤認を招くおそれがあり、景品表示法上問題となるおそれがあると考えられました。

消費者へのアドバイス

糖質を低減できるとうたった電気炊飯器で炊飯した場合、同じ量の米から炊いたごはんに含まれる糖質の総量は通常の炊飯の場合と大きな差はみられません。使用する際は、食べるごはんの量に注意するようにしましょう。

糖質を低減できるとうたった電気炊飯器で炊飯したごはんに含まれる糖質の量を確認することは困難です。うたわれている低減率にするにはどう炊いたらよいか、事業者に確認するようにしましょう。

・<u>"糖質カット炊飯器"　「糖質の総量」に大差なし　景品表示法違反の恐れも　「食べるご飯の量に注意を」国民生活センターが呼びかけ</u>

＜テレビ朝日　2023 年３月 15 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/20f2b9b1d3c2de67666823aa3c9ba5a18bedb244

「糖質カット」をうたう電気炊飯器の一部は表示されたカット率を満たしていないなどとする調査結果が公表されました。

国民生活センターは、「糖質カット炊飯器」6 銘柄をテストしたところ、糖質カットのご飯は通常のものに比べ、1 割から 2 割程度水分が多くなったことで糖質の割合が低下しました。

ただ、糖質の総量に大きな差はなかったということです。

また、「糖質最大 54%オフ」などとうたった 5 銘柄のうち、4 銘柄は広告に記載されたカット率に大きく及ばず、景品表示法違反にあたるおそれがあります。

国民生活センターは「糖質カット炊飯器でも同じ量の米から炊いたご飯をすべて食べれば糖質の量は大きく変わらないので食べるご飯の量を注意してほしい」と呼び掛けています。

◇<u>事故、事件の続報</u>

・<u>二本松市の工場火災　11 日未明に鎮火　ガス爆発か　13 日に現場検証し原因調査＜福島県＞</u>

＜福テレ　2023 年 3 月 11 日＞　https://www.fukushima-tv.co.jp/localnews/2023/03/2023031100000010.html

3 月 10 日午後 3 時頃に福島県二本松市の「東北東海」で起きた火災は、発生から約 10 時間後に鎮火した。

この火災で、30 代から 40 代の従業員 4 人が顔などにヤケドし治療を受けている。

出火当時、付近で作業していた人は「近くに行ったらドーンドーンと爆発の音がしました」と話していた。

工場ではカセットボンベなどを製造していて、ガス爆発が起きたとみられている。

警察と消防などが、13 日にも現場検証を行い、出火原因について詳しく調べることにしている。

・1階ガス充てん設備付近から出火「カセットボンベ」製造工場火災　業務上過失傷害疑い視野に捜査　福島
<テレビュー福島　2023年3月14日>　https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/377321
https://news.yahoo.co.jp/articles/cd3a33d1ae7e3f750d8c3209c83c1407be7db8b2
3月10日、福島県二本松市で起きたガス爆発とみられる工場火災で、工場1階にあるガスの充てん設備付近から火が出たことが新たにわかりました。
3月10日、二本松市高平にあるカセットボンベなどを製造する「東北東海」の工場で爆発のあと炎が燃え広がり、およそ10時間後に火は消し止められましたが、建物などを焼きました。
この火事で30代と40代の男性従業員3人が全身にやけどを負う大けがをしました。また、現場周辺の住民が一時避難しました。
植野天斗記者「現場には窓のサッシのようなものも散乱していて、爆発の衝撃を物語っています」
火災発生から4日めとなった14日、警察や消防が高所作業車などを使って現場検証を始めました。
この工場は、卓上コンロ用のカセットボンベなどを製造していて、親会社によりますと、火が出たのは1階にあったガスの充填設備付近だということです。
また、この火事でカセットボンベの生産設備などが全損したということです。
現場検証は15日まで続く見込みで、警察は業務上過失傷害の疑いも視野にガス爆発が起きた原因などを調べることにしています。

・毒性の強い「タリウム」　成人の致死量はわずか1グラム　少量でも死に至る”劇物”の入手ルートは?【京都発】
<FNNプライムオンライン　2023年3月13日>　https://www.fnn.jp/articles/-/497359
京都市で大学生・濱野日菜子さん（当時21）を殺害した件で、逮捕された宮本一希容疑者（37）は、毒性の強い「タリウム」を浜野さんに飲ませた疑いが持たれている。
少量でも死に至る…非常に毒性が強い「タリウム」
毒性学を研究する大阪大学の東阪准教授は、「タリウム」について、法律では「劇物」に指定されていて、非常に毒性が強く、少量でも死に至ることもあると話す。
毒性学を研究する大阪大学東阪和馬准教授:
成人ですと、1グラムくらいで致死性を示すと言われている。（接種後の）急性中毒症状としては胃が痛くなったりとか、神経痛が出てきたり
また、タリウムは無味無臭で水に溶けやすい特徴があり混入しても気付かないのではないかと指摘。
毒性学を研究する大阪大学東阪和馬准教授:
例えば、塩だとひとつまみくらいとると1グラムと言われていますし。匂いはないですし、色もないと言われているので、（飲料に入れられると）なかなか気づきにくい
タリウムが使われる事件は過去にも起きている。2015年、名古屋大学の学生が、同級生二人に硫酸タリウムを飲ませたとして逮捕されその際、タリウムを薬局で購入していたことが注目された。
「一般の人が簡単に手に入れられるものではない」
以前はねずみなどを駆除する殺鼠剤や農薬などにも使われていたが、今では規制が厳しくなり、簡単に手に入れられるものではない。
毒性学を研究する大阪大学東阪和馬准教授:
我々研究者とか、企業が研究・開発レベルで手に入れる。購入して扱うもので、一般の方が薬局とかドラッグストア、ホームセンターで購入することは難しい
劇物に指定され、一般での購入が難しいと言われる「タリウム」、宮本容疑者はいったい、どこで入手したのか。入手経路や逮捕に至った経緯について、この事件を取材している大阪府警記者クラブ・東記者から最新情報が。
関西テレビ　東和香奈記者:
警察によると、2人で飲食している時や、帰宅して自宅に入る時に、濱野さんの体調に異変がみられなかったことや、専門家の所見などから、濱野さんの自宅で2人が飲食している時間帯にタリウムが混入されたとみています

自宅付近の防犯カメラなどから宮本容疑者以外の第三者の関与はなく、濱野さんに自殺する動機もないことから警察は宮本容疑者しかタリウムを混入できる人物はいないとして逮捕に踏み切った。
しかし最大の焦点である、タリウムの入手経路はまだ分かっていない。警察は、宮本容疑者の自宅や親族の自宅を家宅捜索していて、どのようにタリウムを入手したのか入手経路を調べている。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・都市に木を増やすだけで死者が減る!? 医学誌『ランセット』も認めた研究とは
＜ABEMA TIMES　2023 年 3 月 12 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/cd76292791f1dfe99a67369c0caf318dfb50e11c
　「都市に木を増やし、暑さによる死者を減らす」。今年１月、医学雑誌『ランセット』に掲載された研究内容に注目が寄せられている。

・職場における問題の原因はシステムにある
個人の問題と見なすバイアスを抑え込む方法
（by　ルドミラ N. プラスロバ　　翻訳　石原 薫）
＜Harvard Business Review　2023 年 3 月 13 日＞　https://dhbr.diamond.jp/articles/-/9277
サマリー：職場の問題は、ほとんどがシステムに起因し、個人レベルの特異な要素に起因するものはごくわずかだ。したがって、問題の改善は個人ではなくシステムに焦点を当てて行うべきだが、多くが個別に解決されるべきこととされている。その元凶といえるのが、バイアスである。本稿では、こうしたバイアスがどのように現れ、リーダーはどうすればそれを克服できるのか、説明していく。

□***大災害、原発事故対策***

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１３３２報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）
＜厚生労働省　2023 年 3 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=R6PU1OQ9k_-qVc7VY
１　自治体の検査結果
　北海道、旭川市、青森県、岩手県、宮城県、仙台市、さいたま市、船橋市、東京都、文京区、横浜市、長野県、堺市
　※ 基準値超過　４件

No.	316	宮城県	イノシシ肉	(Cs ： 420 Bq / kg)
No.	317	宮城県	イノシシ肉	(Cs ： 350 Bq / kg)
No.	320	宮城県	イノシシ肉	(Cs ： 150 Bq / kg)
No.	321	宮城県	イノシシ肉	(Cs ： 160 Bq / kg)

２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果
　※ 基準値超過　なし

・「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」の検討結果及び労災認定した事案について公表します
＜厚生労働省　2023 年 3 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=gWUSEiL7VTlskwkTY
　厚生労働省の「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」（座長：東京医療保健大学　教授　明石真言）は、平成 23 年３月の東京電力福島第一原子力発電所（以下「東京電力福島第一原発」という。）における事故後の作業従事者から、白血病を発症したとして労災請求がなされたことを受け、当該疾病が業務によるものかどうか検討を行った結果、業務上との結論となり、それを踏まえ、福島労働局富岡労働基準監督署において、令和５年３月 10 日に労災認定しましたので、公表します。
　なお、この公表については、緊急作業従事者を含む東京電力福島第一原発における事故後の作業従事者に認定の要件を満たせば労災補償が受けられること等を周知する観点から、請求人の同意を得て公表するものです。
　厚生労働省では、東京電力福島第一原発事故後の緊急作業従事者に対して、電離放射線被ばくによる疾病等の

労災補償に関するリーフレットを直接送付するなどにより、労災補償制度の周知に努めていきます。
資料　「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」の検討結果及び労災認定について

[原子力施設全般]

・浜岡原発の原子炉解体、着手を１年延期　36 年度の廃炉目標は変えず
＜朝日新聞　2023 年 3 月 13 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASR3F6SM6R3FULFA01P.html

中部電力は 13 日、浜岡原発（静岡県御前崎市）1、2 号機の廃炉計画を見直し、原子炉の解体の着手を 1 年延期して 2024 年度からにすると発表した。同日、計画の変更認可を原子力規制委員会に申請した。解体で生じる放射性廃棄物を効率よく安全に保管する方法を検討するためで、36 年度に廃炉を完了する目標は維持する。

浜岡 1、2 号機は 09 年度に国内の商業用軽水炉で初めて廃炉作業に入った。排気筒や給水加熱器、タービンといった原子炉周辺の設備の解体を進めており、23 年度から中核設備である原子炉の解体に入る予定だった。作業を進めるなかで、放射能汚染の状況が詳しくわかるようになり、解体で出る放射性廃棄物の容器への詰め方を考え直す必要があると判断した。

廃炉作業は、①汚染状況調査・除染など②周辺設備の解体③原子炉領域の解体④建屋などの解体――の4段階からなる。③の開始が遅れるが、その後の作業を速める。中部電の担当者は「工事の仕方はいくらでもあり、検討を進めている」と語った。費用の見通しも総額約840億円から変更はないとしている。

・原発核燃料の搬出、米国が「待った」　焦る関電幹部　米公文書に記録
＜朝日新聞　2023 年 3 月 14 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASR385HD4R2XTIPE02F.html
---

・長引く審査　地元いらだち
＜産経ニュース　2023 年 3 月 15 日＞https://www.sankei.com/article/20230315-5PHLGI5HDRNUDMMPIOVZDJGJSM/
外の天候のように、寒々しいものがあった。「まさかり半島」とも呼ばれる青森県下北半島の最北端に、マグロ漁で有名な大間（おおま）町がある。曇り空の３月９日、〝建設途中〟の大間原子力発電所を訪問した。
建設作業員らの姿はまばら。原子炉建屋のそばにあったはずの複数の大型のクレーンも消えていた。大間原発を建設する電源開発（Ｊパワー）の関係者は言葉少なに語った。「大きな工事が進んでいないので撤去している」
発電量は国内最大級の１３８万３千キロワット、ウラン・プルトニウム混合酸化物（ＭＯＸ）燃料のみで動く世界初の原発を目指す。大間原発は、電力の安定供給や核燃料サイクルの推進に欠かせぬ原発としての期待が大きい。
****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者の発生について　（検疫）
＜厚生労働省　2023 年 3 月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=09-u62qiYA1aWv6pY
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和５年３月 15 日版）
＜厚生労働省　2023 年 3 月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c5fmoyLqKEUSErfhY

[対策・予防]

◇省庁発表

・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2023 年を更新しました
＜厚生労働省　2023 年 3 月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=B-OS11aeXDFmZsuVY
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）COVID-19 Contact-Confirming Application について更新しました。
＜厚生労働省　2023 年 3 月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=W7_OiwrCAG06OojJY
・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。

＜厚生労働省　2023年3月13日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=xyNXaHmfOq8Tdb9VY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・新型コロナワクチンに係る自治体向け通知・事務連絡等
＜厚生労働省　2023年3月14日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U7fAwPAph-u-Qd_BY

◇コロナ後遺症、精神症状DB構築　取り組み開始、千人規模目指す
＜共同通信　2023年3月14日＞　https://www.47news.jp/news/9058299.html

新型コロナ感染症の後遺症のうち、うつや不眠などの精神的な症状について、国立精神・神経医療研究センターなどの研究チームが情報を管理するデータベースを構築する取り組みを14日までに始めた。血液検査や脳画像、経過などのデータを分析し、発症の要因や治療法を探る。インターネット上で感染歴のある人に研究への参加を呼びかけている。

久我弘典・認知行動療法センター長（精神医学）は「コロナの重症度に関係なく患者が来ており、生活に影響が出ている人も多い。最適な治療を届けたい」と話している。

チームはうつ、不安、不眠、集中力の低下などの精神的な症状に注目。千人規模の患者データ収集を目指している。

◇マスク

・給食時「黙食は必要ない」　新学期以降マスク見直し案
＜FNNプライムオンライン　2023年3月15日＞
https://www.nippon.com/ja/news/fnn20230315499780/
https://news.yahoo.co.jp/articles/038f979ae82683e2b0810d21303e648162290be9
マスク着用ルールの見直しなど、新学期以降の教育現場での感染対策について、今週、文部科学省が教育委員会に通知する案の概要がわかった。
給食の際に、「黙食は必要ない」などとしている。
文部科学省の通知案では、入学式での国歌や校歌斉唱を含め、児童生徒や教職員などに「マスクの着用を求めないことを基本」とする。
また、給食の場面では、一定の距離を確保するなどしたうえで「黙食は必要ない」としている。
一方、「感染リスクが比較的高い学習活動」として、「体育」の時間の「児童生徒が密集する運動」などでは、大声での会話や発声は控えることや、「音楽」の合唱では「原則、向かい合っての歌唱は控えること」などの例を挙げ、「一定の感染症対策を講じることが望ましい」と指摘している。
文部科学省は17日に、各教育委員会へ通知する見通し。

・マスク着用緩和へ異論相次ぐ　了承の分科会で、政府不信も
＜共同通信　2023年3月13日＞　https://www.47news.jp/news/9054333.html

政府は13日から導入したマスク着用緩和の方針を、2月10日の非公開の基本的対処方針分科会を経て決めていた。政府は分科会で専門家の了承を得た形を取っているが、後日公開された議事録からは、急速な方針転換や、感染拡大への影響を懸念する医療系の専門家の異論が相次いでいた。政府の感染対策を支えてきた専門家には、政治判断のお墨付きに利用されたとの不信感がくすぶる。

分科会や感染症部会など有識者会合の内情を知る専門家は「マスクを外して良いという科学的根拠がないので、『専門家の声を聞いたことにしよう』という手段をとっているだけだ」と政府の対応に憤った。
****

[3] 労働安全衛生規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第22号）

［官報］　令和5年3月14日　本紙　第936号　1～2頁
https://kanpou.npb.go.jp/20230314/20230314h00936/20230314h009360001f.html

〇厚生労働省令第22号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項、第三十六条及び第百三条第一項の規定に

基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和５年３月 14 日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部部分）

改　正　後	改　正　前
（本足場の使用） 第五百六十一条の二　事業者は、幅が一メートル以上の箇所において足場を使用するときは、本足場を使用しなければならない。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りでない。	（新設）
（点検） 第五百六十七条　事業者は、足場（つり足場を除く。）における作業を行うときは、点検者を指名して、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無について点検させ、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。	（点検） 第五百六十七条　事業者は、足場（つり足場を除く。）における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。
２　事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、点検者を指名して、作業を開始する前に、次の事項について点検させ、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。 一～九　（略）	２　事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。 一～九　（略）
３　事業者は、前項の点検を行つたときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。 一　当該点検の結果及び点検者の氏名 二　（略）	３　事業者は、前項の点検を行つたときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。 一　当該点検の結果 二　（略）
（つり足場の点検） 第五百六十八条　事業者は、つり足場における作業を行うときは、点検者を指名して、その日の作業を開始する前に、前条第二項第一号から第五号まで、第七号及び第九号に掲げる事項について点検させ、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。	（つり足場の点検） 第五百六十八条　事業者は、つり足場における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、前条第二項第一号から第五号まで、第七号及び第九号に掲げる事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。
（足場についての措置） 第六百五十五条　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。 一　（略） 二　強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上	（足場についての措置） 第六百五十五条　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。 一　（略） 二　強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上

の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後においては、点検者を指名して、足場における作業を開始する前に、次の事項について点検させ、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。 イ～リ　（略） 三　（略） ２　注文者は、前項第二号の点検を行つたときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。 一　当該点検の結果及び点検者の氏名 二　（略）	の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後においては、足場における作業を開始する前に、次の事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。 イ～リ（略） 三　（略） ２　注文者は、前項第二号の点検を行つたときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。 一　当該点検の結果 二　（略）

附　則

この省令は、令和五年十月一日から施行する。ただし、第五百六十一条の次に一条を加える改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

****

[4] 職場における化学物質対策について

＜厚生労働省　2023 年 3 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0zdAQHCpB2s-wVxBY

職場における化学物質対策についての情報をご案内しています

―下記の赤字部分以外の参照 Web Site については、「ACSES-NL_2463_20230224」(3)を参照してください。＜ACSES 事務局＞―

新着情報

・化学物質管理に関する相談窓口・訪問指導のご案内（ラベル・SDS・リスクアセスメントについて）

・「 新たな化学物質規制を踏まえた簡易なリスクアセスメント促進セミナー」の開催について（令和５年３月１日開催）

・令和５年度フィットテスト測定機器等購入補助金

・ラベル表示及びＳＤＳ等交付の義務対象物質に関する労働安全衛生法関係法令の見直しの検討に係る意見聴取について

新たな化学物質規制に関するご案内

●　化学物質による労働災害防止のための新たな規制について

関連情報はこちら

●　職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書

関連情報はこちら

※　労働安全衛生法に基づくラベル表示・ＳＤＳ交付の義務化予定物質リスト（令和３年度中に政令改正を予定しているもの）を公開しました（令和３年 12 月 16 日）

労働安全衛生法に基づくラベル表示・ＳＤＳ交付の義務化候補物質リスト（令和４、５年度中に政令改正を検討しているもの）を公開しました（令和３年 12 月 28 日）

いずれも、参考として CAS 登録番号を示しています。なお、構造異性体等が存在する場合は異なる CAS 登録番号が割り振られることがりますが、対象物質の当否の判断は物質名で行います。

化学物質対策について

・労働安全衛生法に基づく新規化学物質関連手続きについて（新規化学物質を製造・輸入される方へ）

・職場における化学物質のリスク評価

・有害物ばく露作業報告について（報告対象の物質を取り扱う事業者の方へ）

・化学物質による健康障害防止指針（がん原性指針）について

・安衛法におけるラベル表示・SDS（安全データシート）提供制度

・《ラベルでアクション》～事業場における化学物質管理の促進のために～

・化学品の分類および表示について（ＧＨＳ関係）
・インジウム・スズ酸化物等の取扱い作業による健康障害防止に関する技術指針（平成 22 年 12 月）
・石油コンビナート等災害防止３省連絡会議３省共同運営サイト
・労働安全衛生法に基づく化学物質の製造許可手続き・石綿分析用試料等の輸入・使用手続き
・個別分野の化学物質対策について
・化学物質による薬傷・やけど対策について
・令和４年度「職場における化学物質規制の理解促進のための意見交換会」（リスクコミュニケーション）

法令改正等についてのご案内

・平成 19 年 12 月の特定化学物質障害予防規則等の改正（ホルムアルデヒド、1,3-ブタジエン、硫酸ジエチル）
・平成 20 年 11 月の特定化学物質障害予防規則等の改正（ニッケル化合物、砒素及びその化合物）
・平成 23 年 1 月の特定化学物質障害予防規則等の改正（酸化プロピレン、1,1-ジメチルヒドラジン、1,4-ジクロロ-2-ブテン、1,3-プロパンスルトン）
・管理濃度等の改正について（平成 23 年度管理濃度等検討会報告書等を踏まえて）
・平成 24 年 10 月の特定化学物質障害予防規則等の改正（インジウム化合物、エチルベンゼン、コバルト及びその無機化合物）
・平成 25 年 10 月の特定化学物質障害予防規則等の改正（1,2-ジクロロプロパンに係る規制の導入）
・平成 26 年 11 月の特定化学物質障害予防規則・作業環境測定基準等の改正（DDVP およびクロロホルムほか９物質に係る規制の追加）
・有機溶剤を取り扱う事業者の皆さまへ：平成 27 年 1 月 1 日から応急処置に関して掲示内容が一部変わります
・平成 27 年 11 月の特定化学物質障害予防規則・作業環境測定基準等の改正（ナフタレンおよびリフラクトリーセラミックファイバー）
・平成 29 年１月の特定化学物質障害予防規則・作業環境測定基準等の改正（オルト―トルイジンに係る規制の追加・経皮吸収対策の強化）
・表示・通知義務対象物質の追加（平成 29 年 3 月施行）
・平成 29 年４月の特定化学物質障害予防規則の改正（３，３’－ジクロロ－４，４’－ジアミノジフェニルメタン（略称ＭＯＣＡ）に係る特殊健康診断項目の見直し）
・平成 29 年６月の特定化学物質障害予防規則・作業環境測定基準等の改正（三酸化二アンチモン）
・表示・通知義務対象物質の追加等（平成 30 年７月施行（一部は平成 29 年８月３日施行））
・令和２年４月の特定化学物質障害予防規則・作業環境測定基準等の改正 （塩基性酸化マンガンおよび溶接ヒュームに係る規制の追加）
・令和２年６月の粉じん障害予防規則・労働安全衛生規則等の改正

化学物質対策についてのリーフレット等

・労働安全衛生法の新たな化学物質規制
・安全衛生関係リーフレット等一覧（化学物質関連）
・労働基準局が実施する検討会等
・職場のあんぜんサイト-化学物質別ウィンドウで開く
・独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）-化学物質管理分野（外部サイト） 別ウィンドウで開く

作業環境測定関係

・作業環境測定関係

****

[5] 水素保安戦略について、中間とりまとめを行いました

＜経済産業省　2023 年 3 月 13 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230313001/20230313001.html?from=mj

経済産業省では、水素保安戦略の策定に係る検討会（座長：三宅 淳巳 横浜国立大学 理事・副学長）での議論を踏まえ、水素保安戦略の中間とりまとめを行いました。

1. 背景

我が国の水素保安をめぐっては、気候変動問題への対応の要請、水素利用テクノロジーの進展、業態の融合化・多様な主体の関与、安全利用に対する要請など、内外環境が大きく変化しています。
このため、本格的な水素の大規模利用が始まる前に、2050 年（長期）を視野に、サプライチェーン全体をカバーした保安規制体系の構築に向けた今後 5 年から 10 年程度の官民の行動指針として、水素保安の全体戦略（水素保安戦略）の策定が必要です。
こうした中、2022 年 8 月に「水素保安戦略の策定に係る検討会（座長：三宅淳巳 横浜国立大学理事・副学長）」を立ち上げ、水素社会の実現を見据え、水素のサプライチェーンの各段階において、ｉ）水素保安規制の現状と課題を整理するとともに、ⅱ）安全の確保を前提としつつ、水素利用に関する規制の合理化・適正化を含め、水素利用を促す環境整備を構築するため、3 つの検討の視点から 6 回の議論を行い、今般これまでの議論を整理した中間とりまとめを行いました。

2. 本報告書の主な内容

合理的な保安規制体系を世界に先駆けて官民で構築するための行動指針として、世界最先端の日本の水素技術で、水素社会を実現し、安全・安心な利用環境を社会に提供することを目的に、以下の 3 つの行動方針と 9 の具体的な手段で取り組むことを中間的にとりまとめたものです。
併せて、中間とりまとめの一部として、水素保安の技術マップ、工程表もまとめました。

行動方針１：技術開発等を通じた科学的データ・根拠に基づく取組

手段１：科学的データ等の戦略的獲得と共有領域に関するデータ等の共有
手段２：円滑な実験・実証環境の実現

行動方針２： 水素社会の段階的な実装に向けたルールの合理化・適正化

手段３：サプライチェーンにおいて優先的に取り組む分野の考え方
手段４：今後の道筋の明確化
手段５：第三者認証機関・検査機関の整備・育成
手段６：地方自治体等との連携

行動方針３：水素利用環境の整備

手段７：リスクコミュニケーション
手段８：人材育成
手段９：各国動向の把握、規制の調和・国際規格の策定に向けた取組

関連資料

・水素保安戦略（中間とりまとめ）の概要
https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230313001/20230310001-1.pdf
・水素保安戦略の策定に係る検討会報告書（中間とりまとめ）
https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230313001/20230310001-2.pdf
・【別紙１】水素保安の技術マップ
https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230313001/20230310001-3.pdf
・【別紙２】工程表
https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230313001/20230310001-4.pdf
・検討会委員名簿
https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230313001/20230310001-5.pdf

****

[6] *医薬品等*

◇使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示（厚生労働省告示第 70 号）
［官報］ 令和 5 年 3 月 14 日　号外　第 50 号　4～5 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20230314/20230314g00050/20230314g000500004f.html

---

◇療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 71 号）

［官報］ 令和５年３月 14 日　号外　第 50 号　6～7 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230314/20230314g00050/20230314g000500006f.html

○厚生労働省告示第 71 号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ト及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号トの規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正し、令和五年三月十五日から適用する。

令和５年３月 14 日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
第十　厚生労働大臣が定める注射薬等 一　療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ｘ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第𤬪因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第冐因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタテンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜潅流用潅流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤：グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンＣ製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジン 12 製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、グビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン	第十　厚生労働大臣が定める注射薬等 一　療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ｘ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第𤬪因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第冐因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタテンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜潅流用潅流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤：グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンＣ製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジン 12 製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、グビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン

製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、皿遮断剤、カルバソクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤：フロクロルベラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウムーグリシン‘Ｌーシステイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜潅流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜潅流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブベゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ　アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセ午ズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリンーグルカゴン様ペプチド‐１受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチソンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ　アルファ製剤、アガルシダーゼ　ベータ製剤、アルグルコシダーゼ　アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ　アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ　アルファ製剤、ベラグルセラーゼ　アルファ製剤ピフロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパ

製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、皿遮断剤、カルバソクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤：フロクロルベラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウムーグリシン‘Ｌーシステイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜潅流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜潅流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブベゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ　アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセ午ズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリンーグルカゴン様ペプチド‐１受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチソンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ　アルファ製剤、アガルシダーゼ　ベータ製剤、アルグルコシダーゼ　アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ　アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ　アルファ製剤、ベラグルセラーゼ　アルファ製剤ピフロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパ

ラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人Ｃ１－インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、メトトレキサート製剤及びチルゼパチド製剤 二　（略）	ラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人Ｃ１－インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）及びメトトレキサート製剤 二　（略）

◇使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働省告示第 72 号）

［官報］　令和５年３月 14 日　号外　第 50 号　７頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230314/20230314g00050/20230314g000500007f.html

****

[7] ***農薬***

◇農薬を登録した件（農林水産省告示第 404～406 号）

［官報］　令和５年３月 13 日　本紙　第 935 号　４頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230313/20230313h00935/20230313h009350004f.html

農薬の新規登録 14 件が公示された。

◇農薬の登録が失効した件（農林水産省告示第 407 号）

［官報］　令和５年３月 13 日　本紙　第 935 号　4～5 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230313/20230313h00935/20230313h009350004f.html

農薬の登録失効 15 件が公示された。

◇水質汚濁に係る環境基準について付表６のシマジン及びチオベンカルブの測定方法を改正する件（環境省告示第６号）

［官報］　令和５年３月 13 日　号外　第 49 号　45～48 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230313/20230313g00049/20230313g000490045f.html

〇環境省告示第６号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条の規定に基づき、水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和５年３月 13 日　　環境大臣　　西村　明宏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

付表６

＜測定方法の改正された農薬＞

シマジン及びチオベンカルブの測定方法

―以下　省略―

****

[8] ***健康安全関係***

◇アメリカで飲み水のフッ素化合物規制へ　日本より厳格、年内最終決定

＜毎日新聞　2023 年３月 15 日＞　https://mainichi.jp/articles/20230315/k00/00m/040/031000c

世界で汚染が問題化する有機フッ素化合物「PFAS」を巡り、米環境保護局（EPA）は 14 日、国内の飲み水に含まれる濃度の基準を公表した。PFAS は数千種類ある物質の総称で、このうち PFOS と PFOA を、それぞれ１リットル当たり４ナノグラム（ナノは 10 億分の 1）と非常に低い濃度とした。法的拘束力を伴った基準で、一般からの意見を募った上で年内に最終決定する見通し。

日本では水道水と、河川など環境中の水の暫定目標値を、両物質合わせて１リットル当たり 50 ナノグラムとしており、米国の基準は格段に厳しい。環境省と厚生労働省は目標値の見直しも視野に検討を始めており、影響…
****

[9] ***環境安全関係***

◇令和３年度自動車交通騒音の状況について

＜環境省　2023 年 3 月 14 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01310.html

環境省では、毎年度、騒音規制法の規定に基づく都道府県及び市・特別区による自動車騒音の常時監視結果の報告に基づき、全国の自動車交通騒音の状況について取りまとめています。

この度、令和３年度の結果を取りまとめましたのでお知らせします。

その結果、評価の対象となった約 936 万 5,500 戸の住居等において、昼夜間とも環境基準を達成したのは全体の 94.6%でした（令和２年度は 94.4%）。

■ 自動車騒音常時監視の実施状況

自動車騒音の常時監視(注１)は、都道府県等が自動車騒音対策を計画的に行うために地域の騒音を経年的に監視することが必要であることを踏まえて、平成 12 年度から実施されています。

令和３年度は、全国 845 地方公共団体の延長 68,558km の道路で自動車騒音の状況の監視が行われ、それらの道路に面する約 936 万 5,500 戸の住居等を対象として、騒音に係る環境基準の達成状況の評価が実施されました。

（注１）常時監視は、騒音が一定の道路(注２)の区間に面した道路端から背後 50m までの範囲を対象として、道路端の騒音レベルの測定値等（令和３年度測定実施箇所:約 3,400 地点）を基に、道路端から直交方向への減衰等を考慮した上で各住居等の騒音レベルを把握するものである。その結果から、各範囲内の住居等のうち、環境基準の基準値を超過する住居等の戸数及び割合を把握することにより評価を行う。なお、各地方公共団体が、５年を基本とする期間内で、地域内の全ての対象範囲の常時監視を実施するための計画を策定し、実際の測定は、地域の実情に応じた頻度や測定方法等で行うこととしている。

（注２）道路とは、沿道に住居等が存在し、原則として２車線以上の車線を有する道路（市町村道にあっては、特別区道を含むものとし、原則として４車線以上の車線を有する区間に限る。）を対象とする。

■ 環境基準達成状況

（１）全体の状況

（全道路）

評価対象の全戸数である約 936 万 5,500 戸のうち、昼間（６時～22 時）・夜間（22 時～６時）ともに環境基準を達成していたのは約 885 万 5,400 戸（94.6%）でした。一方、昼夜間とも環境基準を超過していたのは約 25 万 800 戸(2.7%)でした。

（幹線交通）

幹線交通を担う道路(注３)に近接する空間(注４)における約 400 万 7,000 戸のうち、昼夜間ともに環境基準を達成していたのは約 365 万 4,600 戸（91.2%）でした。一方、昼夜間とも環境基準を超過していたのは約 16 万 9,900 戸（4.2%）でした。

（達成状況の経年変化）

環境基準の達成状況の経年変化に関しては、各年で評価の対象としている住居等の違いはありますが、前年度とほぼ同等の結果となっています。全戸数を対象とした評価において、昼夜間とも環境基準を達成した割合は、平成 30 年度は 94.3%、令和元年度は 94.2%、令和２年度は 94.4%であったのに対し、令和３年度は 94.6%であり、昼夜間とも環境基準を超過した割合は、平成 30 年度は 2.7%、令和元年度は 2.6%、令和２年度は 2.7%であったのに対し、令和３年度は 2.7%でした。

（注３）「幹線交通を担う道路」とは、道路法第３条に規定する高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては４車線以上の区間に限る)。

「都市高速道路」とは、首都高速道路、阪神高速道路、名古屋高速道路、福岡高速道路、北九州高速道路及び広島高速道路

（注４）「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、２車線以下の車線を有する道路の場合は道路端から 15 メートル、２車線を超える車線を有する道路の場合は道路端から 20 メートルまでの範囲。

（２）道路種類別の状況

道路種類別(高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道、４車線以上の市町村道)に分けて集計したところ、昼間・夜間のいずれか又は昼夜間とも環境基準を超過していた割合が最も高かったのは都市高速道路であり、約 10 万 3,600 戸のうち約 1 万 8,900 戸(18.3%)でした。

個別地域の状況については、国立研究開発法人国立環境研究所が運営するインターネットサイト「全国自動車交通騒音マップ（環境 GIS 自動車交通騒音実態調査報告)」において、地図とともに情報提供します。

○全国自動車交通騒音マップ（環境 GIS 自動車交通騒音実態調査報告)

https://tenbou.nies.go.jp/arcgis/monitor/?map_mode=monitoring_map&field=8

■ 今後の対応

環境省においては、引き続き、騒音規制法の規定に基づき都道府県等により常時監視される自動車騒音の状況の取りまとめを実施するとともに、本調査結果を踏まえ、環境基準の達成・維持に向けて、自動車単体対策はもとより、交通流対策、道路構造対策等を、関係省庁等と連携して総合的に推進していきます。

また、近年、従前は人が居住していなかった沿道において宅地開発が行われた結果、新たに居住することとなった者に係る交通騒音問題が懸念されています。環境省では、適切な沿道・沿線対策を選択する上で参照できる指針として、平成 26 年に「交通騒音問題の未然防止のための沿道・沿線対策に関するガイドライン」を策定し、平成 29 年６月には地方公共団体における先進的な取組事例等を追加した改定版を公表しました。本調査結果の活用及びガイドラインの周知等を通じて、交通騒音問題の未然防止に向けた取組を推進していきます。

○（参考）交通騒音問題の未然防止のための沿道・沿線対策に関するガイドライン

https://www.env.go.jp/air/noise/route_railway/h29_2/guideline01.pdf

添付資料

別添１　令和３年度自動車交通騒音の状況

https://www.env.go.jp/content/000119085.pdf

別添２　道路に面する地域における騒音に係る環境基準

https://www.env.go.jp/content/000119089.pdf

◇汚染上位１００都市、インド６割超　南アジアの大気汚染深刻―調査

＜時事ドットコム　2023 年 3 月 15 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2023031500176&g=int

昨年の世界の大気汚染状況をまとめた報告書が１４日公表され、汚染度の高い上位１００都市の中で首都ニューデリーをはじめインドの６５都市が占めた。パキスタン東部ラホールが最も空気の悪い都市と評価されるなど、南アジア地域の汚染の深刻さが改めて浮き彫りになった。

スイスの大気汚染調査会社ＩＱエアが１３１カ国・地域、７３２３カ所を対象に汚染を引き起こす微小粒子状物質（ＰＭ２．５）の濃度を調べた。国別のワースト１位はアフリカのチャドで、３位パキスタン、５位バングラデシュ。インドは８位、日本は９７位だった。

****

[10] ***調査、公募、意見募集等***

[調査実施]

◇令和５年３月 10 日いじめ重大事態に関する国への報告について（依頼）

＜文部科学省　2023 年 3 月 14 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agq3adaKew7IbzbM

令和５年４月１日より、文部科学省はこども家庭庁とともに、各学校又は学校の設置者が行ういじめ重大事態調査について、必要に応じて助言等を行い、運用改善を図る等の取組を行うこととしています。このため、各学校及び学校の設置者におかれましては、いじめ重大事態の発生に関する報告、いじめ重大事態調査の開始に関する報告、いじめ重大事態調査報告書の提出に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

****

[11] ***その他省庁発表***

◇出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（農林水産省告示第 402 号）

［官報］　令和５年３月 13 日　本紙　第 935 号　３頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230313/20230313h00935/20230313h009350003f.html

---

◇出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（農林水産省告示第 403 号）

［官報］ 令和５年３月 13 日 本紙 第 935 号 3～4 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230313/20230313h00935/20230313h009350003f.html

---

◇厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示（厚生労働省告示第 73 号）

［官報］ 令和５年３月 14 日 号外 第 50 号 10～12 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230314/20230314g00050/20230314g000500010f.html

---

◇PPA 等の第三者所有による太陽光発電設備導入の 手引きの公表について

＜環境省 2023 年３月 14 日＞ https://www.env.go.jp/press/press_01271.html

---

◇「卓越大学院プログラム」（令和元年度採択）中間評価結果について

＜文部科学省 2023 年３月 15 日＞ http://mailmaga.mext.go.jp/c/agq5adaLgrsY4ybJ

◇令和５年度の戦略的創造研究推進事業の戦略目標等を決定しました

＜文部科学省 2023 年３月 14 日＞ http://mailmaga.mext.go.jp/c/agq3adaKew7IbzbH

令和５年度における科学技術振興機構（JST）の戦略的創造研究推進事業の戦略目標と、日本医療研究開発機構（AMED）の革新的先端研究開発支援事業の研究開発目標を決定しましたので、お知らせいたします。

令和５年４月以降、JST・AMED において、CREST やさきがけ等のプログラムで研究提案の公募を開始する予定です。全国の研究者の皆さまからの意欲的な提案を期待しています。

1. 概要

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）の「戦略的創造研究推進事業（新技術シーズ創出）」は、文部科学省が定めた戦略目標の下、組織・分野の枠を超えた時限的な研究体制（ネットワーク型研究所）を構築し、将来のイノベーションの源泉となる基礎研究を戦略的に推進する競争的研究費事業です。

また、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の「革新的先端研究開発支援事業」は、同様に文部科学省が定めた研究開発目標の下、革新的な医薬品や医療機器、医療技術等の創出を目的とした基礎研究を推進しており、JST 戦略的創造研究推進事業と一体的に運用しております。

これらの事業で公募する、チーム型の CREST（JST/AMED）、個人型のさきがけ（JST）／PRIME（AMED）などのプログラムは、30 年以上に渡って、多くの研究者コミュニティに根付いた科研費と並ぶ基幹的な競争的研究費です。

これまで、「Nature」などの著名な科学誌に投稿される論文を多数創出しており、さらに京都大学・山中伸弥教授による iPS 細胞の樹立等のノーベル賞受賞につながる研究や、東京工業大学・細野秀雄教授による IGZO ディスプレイの材料開発の研究を推進するなど、多岐に渡る新しい技術シーズの創出に貢献しています。さらに、採択が若手研究者の昇進の重要な契機になるなど、トップ成果の創出とともに、人材育成にも大きく寄与しています。

これらの事業における令和５年度の戦略目標と研究開発目標の策定にあたっては、論文動向や研究者アンケート等の分析の他、有識者ヒアリングやワークショップの開催等を通じて、科学的価値や経済・社会的インパクト等、多角的な観点から議論を行いました。政策的な要請等との関連も踏まえ、

・海洋と二酸化炭素の関係性の解明など、将来のフロンティア開拓へ貢献するもの
・新たな半導体になりうる材料の研究など、次世代サイエンスの育成に貢献するもの
・人々のストレスの影響に焦点をあてた研究など、挑戦的なライフサイエンス基盤の創出に貢献するもの

に関する内容として、全部で６件の目標を決定いたしました。

なお、本内容は円滑な事業の実施に向け予算成立に先立ち発表するものであり、国会審議の状況により変更等が生じる可能性があり得ます。

令和５年度戦略目標・研究開発目標

https://www.mext.go.jp/content/20230314-mxt_chousei01-000028067_000001.pdf

戦略的創造研究推進事業の特徴・強み

https://www.mext.go.jp/content/20230314-mxt_chousei01-000028067_0002.pdf

2. 令和５年度 戦略目標及び研究開発目標

(1) 量子フロンティア開拓のための共創型研究【JST】

https://www.mext.go.jp/content/20230314-mxt_chousei01-000028067_000003.pdf

(2) 海洋と CO2 の関係性解明と機能利用【JST】

https://www.mext.go.jp/content/20230314-mxt_chousei01-000028067_000004.pdf

(3) 新たな半導体デバイス構造に向けた低次元マテリアルの活用基盤技術【JST】

https://www.mext.go.jp/content/20230314-mxt_chousei01-000028067_00005.pdf

(4) 人間理解とインタラクションの共進化【JST】

https://www.mext.go.jp/content/20230314-mxt_chousei01-000028067_00006.pdf

(5) 革新的な細胞操作技術の開発と細胞制御機構の解明【JST】

https://www.mext.go.jp/content/20230314-mxt_chousei01-000028067_00007.pdf

(6) ストレスへの応答と病態形成メカニズムの解明【AMED】

https://www.mext.go.jp/content/20230314-mxt_chousei01-000028067_00008.pdf

3. 今後の予定

今後、JST、AMED において、戦略目標等の達成に最適な研究領域と研究総括等を選定し、4 月以降、CREST やさきがけ等のプログラムで公募を開始する予定です。幅広い分野の研究者の結集と融合により、イノベーションの源泉となる研究成果が創出されるよう、全国の研究者の皆さまからの意欲的な提案を期待しています。

スケジュール（予定）

・4 月中旬　JST・AMED において研究提案の公募開始
・6 月以降　研究提案の選考
・10 月以降　研究開始

※スケジュールは現時点の見通しであり、変更等が生じる場合があります。

詳細は JST 及び AMED のホームページ等で確認してください。

JST 戦略的創造研究推進事業のホームページ

https://www.jst.go.jp/kisoken/

AMED 革新的先端研究開発支援事業のホームページ

https://www.amed.go.jp/program/list/16/02/001.html

****

[12] ***<u>関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等</u>***

[開催案内]

・<u>中間貯蔵施設における除去土壌等の再生利用方策検討ワーキンググループ（令和４年度第２回）の開催について</u>　３月 16 日

＜環境省　2023 年 3 月 13 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01317.html

再生利用実証事業等の実施状況について

・<u>「第 24 回　厚生科学審議会生活環境水道部会」を開催します</u>　３月２３日

＜厚生労働省　2023 年 3 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c5fj3MOrjhunwXThY

（１）水道行政の移管について
（２）水道行政の最近の動向等について
（３）労働安全衛生法施行令等の改正に伴う建築物衛生法施行規則の改正について
（４）建築物衛生行政の最近の動向等について
（５）その他

・<u>薬事・食品衛生審議会　医療機器・体外診断薬部会（ペーパーレス）を開催します</u>　３月 27 日

＜厚生労働省　2023 年３月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A-eTrL1b_mvXsQWRY
・薬事・食品衛生審議会　プログラム医療機器調査会を開催します　　３月 27 日
＜厚生労働省　2023 年３月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8xdjXE2rDpsnQfZhY
・「厚生科学審議会　疾病対策部会　指定難病検討委員会（第 51 回）」を開催します（開催案内）
　　３月２２日
＜厚生労働省　2023 年３月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=o0cwMADZdxt0sTIxY
(1) 疾病ごとの個別検討
(2) その他
・「第 10 回　医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会」を開催します
　　３月１７日
＜厚生労働省　2023 年３月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=YYXy8sIbtdmMc_fzY
　・医薬品の安定供給について
　・その他
・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会（オンライン会議:一部非公開）資料　　3 月 16 日
＜厚生労働省　2023 年３月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s1cmY-Iq6IXS0nohY
（１）遺伝子組換え食品等及びゲノム編集食品等の審査・届出の状況（報告）
（２）指定成分等含有食品等との関連が疑われる健康被害情報について（報告）
〇非公開案件
（３）細胞培養技術を用いて作られる食品（いわゆる「培養肉」）について（事業者ヒアリング）
（４）その他
・第 14 回特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会　開催案内　　３月 22 日
＜厚生労働省　2023 年３月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Q6fWkxLaGHUiIo3RY
（１）請求事案の審査
（２）その他
・令和４年度「職場における化学物質規制の理解促進のための意見交換会」　（リスクコミュニケーション）の開催について
＜厚生労働省　2023 年３月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=m38ICDjhTyN2iRUJY
令和４年２月及び５月に労働安全衛生法の関係政省令が改正されたことにより、職場における化学物質管理は、以下のように変わります。
・ラベル・SDS の伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加
・濃度基準値設定物質については、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられる
・化学物質を製造・取り扱う労働者に、必要に応じて適切な保護具を使用させることが求められる
・自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められる
　当日は、労働安全衛生法に基づく化学物質管理規制について解説したうえで、規制対応上重要となるラベル・SDS による情報伝達について意見交換を行います。職場での化学物質の取り扱いに関心を持つ皆様方のご参加をお待ち申し上げます。
日時、会場
大阪会場　令和５年２月３日（金）14:00～17:00
　　TKP ガーデンシティ新大阪６階(バンケット 6A)
東京会場　令和５年２月 16 日（木）14:00～17:00
　　TKP ガーデンシティ PREMIUM 神保町(プレミアムガーデン)
※対面式の会場セミナーに加え、Web(Zoom)でも同時配信を行います。
プログラム（各回共通）
第１部　基調講演
（１）　労働安全衛生法の新たな化学物質規制について
　　講師：厚生労働省担当官

（２） 化学物質の危険性・有害性の情報伝達、リスクアセスメントの重要性について
講師：帝京大学医療技術学部教授　宮川 宗之

第２部　パネルディスカッション

・第 10 回持続可能な開発に関するアジア太平洋フォーラム(APFSD)サイドイベント「パリ協定と持続可能な開発のための 2030 アジェンダのシナジーを促進する行動：アジア太平洋地域における都市間連携の強化」の開催について　　３月 29 日

＜環境省　2023 年 3 月 13 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01304.html

・欧州・中国における化学物質管理政策最新動向セミナーについて

＜環境省　2023 年 3 月 14 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01332.html

環境省では、化学物質国際対応ネットワークの活動の一環として、令和５年３月 17 日（金）と 23 日（木）の２日間にわたり、欧州及び中国における化学物質管理政策の最新動向に関するオンラインセミナーを開催します。

欧州セミナーでは、欧州化学物質庁（ECHA）提出・交流局 支援・執行ユニット長が、REACH 規則と CLP 規則の概要及び欧州新化学物質戦略に基づく改訂について講演を行います。中国セミナーでは、中国の化学物質管理に知見のある企業の部長が、中国における化学物質管理の現状と最新動向等について講演を行います。

セミナーの参加は無料です（事前登録が必要）。本セミナーに御関心のある方の参加を広くお待ちしています。

開催趣旨

環境省では、国際的な化学物質対策に関する国内関係者の理解及び対処能力の向上並びに、諸外国の関係者との相互理解の向上による国際調和に向けた取組の加速化を目的とする化学物質国際対応ネットワークを運営しています。本ネットワーク活動の一環として、各主体間における情報共有及び理解、連携強化のため、欧州及び中国における化学物質管理政策最新動向セミナーをオンライン会議形式で開催します。

セミナーの概要

欧州では、2020 年 10 月 14 日に新たな化学物質戦略「有害物質のない環境に向けた持続可能な化学物質戦略」が欧州委員会から発表され、併せて具体的な行動計画が示されました。本戦略は、「欧州グリーンディール」で掲げる有害物質のない環境を目指す「Zero pollution ambition」の第一歩に位置づけられた EU の化学物質政策の長期的なビジョンを示すものです。本戦略に基づく活動として、REACH 規則及び CLP 規則の改訂も進められており、具体的な動向が注目されています。セミナーでは、欧州化学物質庁（ECHA）提出・交流局 支援・執行ユニット長に講師をお願いし、REACH 規則と CLP 規則の概要及び欧州新化学物質戦略に基づく改訂について、紹介いただきます。

また、中国では、2021 年１月１日から新規化学物質管理登録弁法（生態環境部 第 12 号令）が施行されました。また、その他の化学物質関連法規制・ガイダンスの整備・公表が進み、その動向や手続きが注視されています。セミナーでは、中国における化学物質管理の現状と最新動向や化学物質管理に関する手続きに知見のある会社に講師をお願いし、中国における化学物質管理の現状と最新動向等について、解説いただきます。

開催の概要

日時

欧州セミナー：令和５年３月 17 日（金）　15：00 － 17：40（14:45～接続開始）

中国セミナー：令和５年３月 23 日（木）　14：00 － 17：05（13:45～接続開始）

開催形式　WEB 会議システムによるオンラインセミナー

※参加には事前登録が必要です

定員　各 1,000 名

参加費　無料

言語

欧州セミナー：日英同時通訳

中国セミナー：日本語

申込締切

欧州セミナー：令和５年３月 17 日（金） 12：00
中国セミナー：令和５年３月 23 日（木） 12：00
・教育データの利活用に関する有識者会議(第 17 回)の開催について【WEB 会議】 3 月 22 日
＜文部科学省 2023 年 3 月 14 日＞ http://mailmaga.mext.go.jp/c/agq3adaKew7IbzbJ
1. 教育データの利活用の推進について
2. 教育データの利活用に係る留意点について
3. その他
・学術分科会（第 88 回）の開催について 3 月 28 日
＜文部科学省 2023 年 3 月 14 日＞ http://mailmaga.mext.go.jp/c/agq3adaKew7IbzbK
1. 分科会長及び分科会長代理の選出等について（非公開）
2. 第 11 期学術分科会での議論について
・カーボンニュートラルの実現に向けたカーボン・クレジットの適切な活用のための環境整備に関する検討会（第５回） 3 月 22 日
＜経済産業省 2023 年 3 月 15 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/50166

[開催記録、報告、資料等]
・令和４年度 職場における化学物質規制の理解促進のための意見交換会（東京開催） 議事録
２月 16 日
＜厚生労働省 2023 年 3 月 14 日＞ https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=p0MONATdcx9KtTA1Y
（１）基調講演
「労働安全衛生法の新たな化学物質規制について」
厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課 化学物質評価室長補佐 吉見 友弘
「化学物質の危険性・有害性の報情伝達とリスクアセスメントの重要性について」
帝京大学 医療技術学部 スポーツ医療学科 教授 宮川 宗之
（２）意見交換会
・令和４年度 職場における化学物質規制の理解促進のための意見交換会（大阪開催） 議事録
２月３日
＜厚生労働省 2023 年 3 月 14 日＞ https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=09-oqJhB74PWKa-pY
（１）基調講演
「労働安全衛生法の新たな化学物質規制について」
厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課 化学物質評価室長補佐 吉見 友弘
「化学物質の危険性・有害性の報情伝達とリスクアセスメントの重要性について」
帝京大学 医療技術学部 スポーツ医療学科 教授 宮川 宗之
（２）意見交換会
・第 16 回「もんじゅ」廃止措置評価専門家会合の配布資料を掲載いたしました。 3 月 13 日
＜文部科学省 2023 年 3 月 13 日＞ http://mailmaga.mext.go.jp/c/agq1adaKxHuRhgbF
1. 「もんじゅ」廃止措置第２段階の実施に向けた対応状況について
2. その他
・被災地の食品の安全性及び魅力等に係る情報提供イベント「Learn Marche ～太平洋(岩手・宮城・福島・茨城)のいまを知って、おいしさ実感!～」開催概要 1 月 15、22 日
＜消費者庁 2023 年 3 月 15 日＞
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/food_safety/risk_communication/risk_commu_2022_002/
・科学技術・学術審議会 大学研究力強化委員会（第 10 回）議事録 2 月 6 日
＜文部科学省 2023 年 3 月 14 日＞ http://mailmaga.mext.go.jp/c/agq3adaKew7IbzbI

1. 大学研究力強化に向けた取組
2. その他

・第 134 回中央教育審議会総会（3/15 掲載）　　3 月 8 日
＜文部科学省　2023 年 3 月 15 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agq5adaLgrsY4ybF
****

[13] ***その他***

◇***インフルエンザ、感染症関係***

・サル痘の患者等の発生について
＜厚生労働省　2023 年 3 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A-eQkKB517vuEYiRY

・岩手県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について
＜農林水産省　2023 年 3 月 14 日＞ https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230314.html
・新潟県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内 79 例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について
＜農林水産省　2023 年 3 月 15 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230315.html
・今季、全国の鶏の 1 割超が殺処分に　鳥インフル猛威、養鶏農家は
＜毎日新聞　2023 年 3 月 13 日＞　https://mainichi.jp/articles/20230311/k00/00m/040/330000c
---

◇***新化学物質、化学物質新利用技術等***

・高温で蓄熱して低温で放熱、産総研がスゴい新合金開発
＜日刊工業新聞　2023 年 3 月 12 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/b9b3ef4e7b10057e3db6ba3caf8b75db512c4a2e
産業技術総合研究所の中山博行主任研究員と藤田麻哉チーム長、杵鞭義明主任研究員は、高温で蓄熱して低温で力を加えると放熱する合金を開発した。チタンニッケル合金の相変態を利用する。氷のように融解や凝固を利用すると吸熱と放熱の温度が同じになる。新合金は放熱のタイミングや温度を制御できる。蓄熱材としての開発を進める。
廃熱などを蓄え、周囲が冷えてから温めたいタイミングで放熱するチタンニッケル合金を開発した。この合金は高温相と低温相で結晶構造が変化する。60 度 C で蓄熱させ、環境を 13 度 C に冷ましてから 120 ニュートンの力を加えると 22 度 C に温まる。
この相変態の温度を合金内部の残留応力で制御できる。熱処理の温度を変えた合金では、80 度 C で蓄熱させ 42 度 C で放熱させられた。蓄熱量は合金 1 グラム当たり 20―24 ジュールと見積もられた。電気自動車ではモーターからの排熱を吸収し、低温環境で電池を温めるといった使い方を提案する。移動体は重量当たりの蓄熱量や動作温度、部材の形状などの条件があるため用途に応じて最適化を進める。

◇***その他***

・【速報】近大、2 年前に中止の司法解剖再開を検討
＜共同通信　2023 年 3 月 14 日＞　https://www.47news.jp/news/9059202.html
　大阪府警から依頼された司法解剖を扱っていた近畿大医学部法医学教室を巡る経費詐取事件を受け、近大が 2 年前から中止していた司法解剖を今年中に再開する方向で検討していることが 14 日、関係者への取材で分かった。

・円安とインフレ、海外留学を直撃　負担費用 1.5 倍、断念も
＜共同通信　2023 年 3 月 15 日＞　https://www.47news.jp/news/9055818.html
　円安と世界的なインフレが、大学生らの海外留学を直撃している。学費や滞在費などを円換算した負担額が新型コロナウイルス禍前の 1.5 倍以上に膨大。渡航を断念する学生を前に大学関係者から「留学は当面『高根の花』」との声が上がる。停滞していた海外交流の再活性化の障害になりかねないとして、寄付金募集の試みが始まる。

「このままでは学生が海外留学に挑戦できなくなってしまう」。約 25 年間にわたって英ケンブリッジ大での語学・学術研修に携わってきた九州大大学院の鈴木右文教授はため息をつく。

九州大の学生が現地に 3 週間滞在し、語学だけでなく専門科目も学ぶコースは 2020 年以降、コロナ禍で中断。今夏からの再開が決まったものの、19 年に 70 万～75 万円だった費用は 100 万円を超える見込みとなった。

今夏の 20 人超の参加者分は慈善家からの寄付で負担増大分の一定程度を賄えることになったが、来夏以降は不透明だという。このため、鈴木教授は今月 22 日からクラウドファンディングサイト「READYFOR」で寄付を募る。

****

[付録]

◇“無期雇用”として採用した教員を１年で解雇する東北大の是非……文科省「労働契約法に照らして望ましくない」

＜MINKABU　2023 年 3 月 13 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/abbbd7009f9178b4f1fbe1c563529c84a9242aa3?page=2

日本で研究者の道を歩むためには、多くの場合まず非常勤のポストに就くことを強いられる。政府は研究者の雇用を守るために 5 年あるいは 10 年で無期雇用権が得られる法律を制定したが、ジャーナリストの田中圭太郎氏によると、法律を逆手に取って「雇い止め」の材料として使う大学・研究機関も少なくないという。中でも強硬な姿勢を見せ続けているという東北大の現状を、田中氏が明らかにする――。全 3 回中の 3 回目。

※本稿は田中圭太郎著『ルポ 大学崩壊』（筑摩書房）から抜粋・編集したものです。

特定秘密保護法の裏で採決された法案

2012 年、それまで 1 年ごとの契約だった有期雇用の労働者について、同じ事業所で 5 年以上継続して勤務すれば無期雇用権が得られる改正労働契約法が成立した。首都圏の多くの大学は 2018 年春までに、5 年以上勤務している非常勤職員の無期雇用を認めた。

また参議院本会議では 2013 年 12 月、議員立法として提案されたある法案が可決され、成立した。その法律は「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律」。

非常に長い名前だが、わかりやすく言うと、大学や研究開発法人で働く有期雇用の研究者や教員については、無期転換申し込み権が発生するまでの期間を、労働契約法で定められている 5 年から 10 年とする特例を定めたものだ。

この法律はその後、研究者については「科学技術・イノベーション活性化法」、大学教員などについてはいわゆる「任期法」と一般的には区別されている。

ただどちらも、本来であれば 5 年以上働くことで得られたはずの無期転換権を剝奪することに変わりはない。それだけに慎重な議論が必要なはずの法案だったが、このときの国会は与党による特定秘密保護法の強行採決をめぐって紛糾していた。

その影響を受けて、衆議院を通過したあと、参議院の文教科学委員会でこの特例が審議されたのはわずか一日だけだった。提案した与党からの説明は尽くされたと言えず、野党第一党だった当時の民主党が与党の議会運営に反発して委員会を欠席するなど、十分な審議が行われないまま可決されたのだ。

改正労働契約法が施行されたのが 4 月で、特例が成立したのが同年 12 月と、わずか 8 カ月で「抜け道」ができたことになる。特例は翌年、2014 年 4 月に施行され、2013 年 4 月にさかのぼって適用された。

「5 年で雇い止め」を強行し続ける東北大学

5 年以上働いてきた人たちの無期転換権を認めずに、大量の雇い止めを強行した大学がある。それが東北大学だ。

東北大学は 2018 年 3 月に、非正規の准職員と時間雇用職員 315 人を雇い止めした。その後も毎年数十人が無期転換権を得られる直前に雇い止めされている。この雇い止めが「無期転換逃れ」を目的にしていることは、その経緯から明らかだった。

大学は 2014 年 3 月に就業規則を改正し、非正規職員の労働契約期間の上限を原則 5 年以内として、2013 年 4 月 1 日にさかのぼって適用したのだ。正規の教職員の組合である東北大学職員組合は、非正規職員からの相談を受けて、大学側と交渉にあたっていた。

しかし、2017 年 1 月になって大学が「原則 5 年以内」を「例外なく 5 年まで」と解釈変更し、無期転換を一切行わない方針を示したことで、全面的に争うことになった。

2018 年 2 月、雇い止めの対象となった職員のうち 6 人が地位確認と雇い止め撤回を求める労働審判を起こすと、職員組合は宮城県労働委員会に不当労働行為の救済を求める申し立てを行った。

労働委員会への申し立てについては、2019 年 11 月に不当労働行為が認定される。大学側はこれを不服として中央労働委員会に再審査を申し立てたものの、2020 年 9 月に和解した。

一方、労働審判では裁判所からあっせん案が示されたが大学側が拒否して、仙台地方裁判所での裁判に移行した。非正規の職員にとって、裁判で戦い続けるのはハードルが高い。結局 6 人のうち男性一人だけが 2018 年 4 月に提訴した。

この裁判の一審判決は、2022 年 6 月に出た。裁判所は「労働者の権利を不当に制限するものとはいえない」などとして男性の訴えを却下した。男性は判決を不服として控訴し、大学との法廷闘争を続けている。

「無期雇用」なのに突然「業務終了でクビ」

東北大学ではこの判決が出た時期に、新たな大量雇い止めが起きる可能性が出ていた。それは「科学技術・イノベーション活性化法」の対象となる教職員だった。つまり 5 年で無期転換権が得られるはずだった職員に続いて、今度は 10 年かけて無期転換権が得られるはずだった研究職の教職員が、直前に雇い止めされる可能性が高まっているのだ。

職員組合によると、2023 年 3 月末に 10 年を迎える対象者は 239 人いると見られる。内訳は常勤の教職員が 97 人と、学術研究員、寄付講座教員、技術補佐員などの非常勤職員が 142 人となっている。2022 年 11 月時点で、東北大学は無期転換権を認める方針を示していない。

2018 年から起きている雇い止めとは異なる点もある。これまでの対象者は職員だったが、今度は若手研究者と教員も対象になっていることだ。

特に若い研究者の場合、大学に対して異を唱えにくい状況がある。雇い止め問題で長年大学側と対峙してきた、職員組合執行委員長の片山知史氏は次のように懸念する。

「2018 年に雇い止めされた職員は長く勤務してきた方が多く、何とかしてほしいと多くの人が職員組合に駆け込んできました。それが、今回対象になっている研究者のみなさんは、ほとんど自ら声を上げていません。30 代の方が多く、裁判などを起こした場合、研究職は狭い世界ですので噂が広がって、次の就職にも影響が出ると考えているのではないでしょうか」

一方で、別の形で雇用されるのではないかと期待して、声を上げていない可能性もある。というのは、非正規職員については 5 年の上限を迎えるまでに試験を受けて合格すれば、限定正職員として採用される制度ができているからだ。

限定正職員は、業務限定（一般）と、業務限定（特殊）、それに目的限定と三つの業種に分かれている。試験は 2017 年 8 月に初めて実施された。821 人が受験し、合格者は 690 人、不合格者は 131 人だった。

ところが、受験できなかった職員が多数存在することがわかっている。5 年を迎える非正規職員は、実際には 1140 人いた。大学は 3 割近い職員をあらかじめ切り捨ててから選考していたのだ。

しかも、のちに新たな問題が浮上する。限定正職員の合格者のうち、6 割を占めたのが目的限定の業種だった。目的限定の場合、プロジェクトが終了したり、教授が退職したりすると、業務が終了となって、職員が解雇されることがわかった。正職員といいながら、実は事実上の有期雇用だった。

実際に、2018 年度末に 15 人、2019 年度末には 11 人が解雇された。わずか 1 年や 2 年で解雇されているのだ。

試験に受かって採用される際に、大学からは業務が終了するまでの雇用だと通知される。この際、何年何月までと期間を定めていないので「無期雇用にあたる」と大学は職員組合に説明している、と片山氏は明かす。

「雇用される側からすれば、業務が終了するまでという条件は飲まざるを得ないですよね。承諾しないと雇ってもらえないわけですから。その気にさせておきながら、来年で終わりですよと突然告げて解雇していく。これが東北大学のやっていることです」

限定正職員制度を使った解雇も、脱法行為ではないかと職員組合では指摘している。2023 年で 10 年を迎える研究者に対しても同様の制度ができる可能性もあるが、法律の趣旨に則って研究者の無期雇用を認めればいいだけではないだろうか。

繰り返すが、改正労働契約法で定める5年も、科学技術・イノベーション活性化法や任期法で定める10年も、非正規の労働者に無期転換権が発生する年数であり、本来は雇用を守るための法律だ。5年や10年での雇い止めが法の趣旨に逆行しているのは明らかだ。

文科省は2022年11月7日、国立大学法人や研究開発法人などの長に対して、「無期転換ルールの円滑な運用について」と題した依頼文を出した。

「無期転換ルールの運用を意図的に避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではない」として、無期転換ルールの適切な運用を求めた。この依頼で歯止めがかかるのかは、現時点では見通せていない。

◇「徳島県内の高等学校等における生徒の消費者トラブルの実態と消費者教育の実施効果に関する調査報告書」の公表について

徳島県内の高等学校等における生徒の消費者トラブルの実態と消費者教育の実施効果に関する調査

＜消費者庁　2023年3月13日＞　https://www.caa.go.jp/policies/future/project/project_010/

********** 以上 **********